

第5章

施策

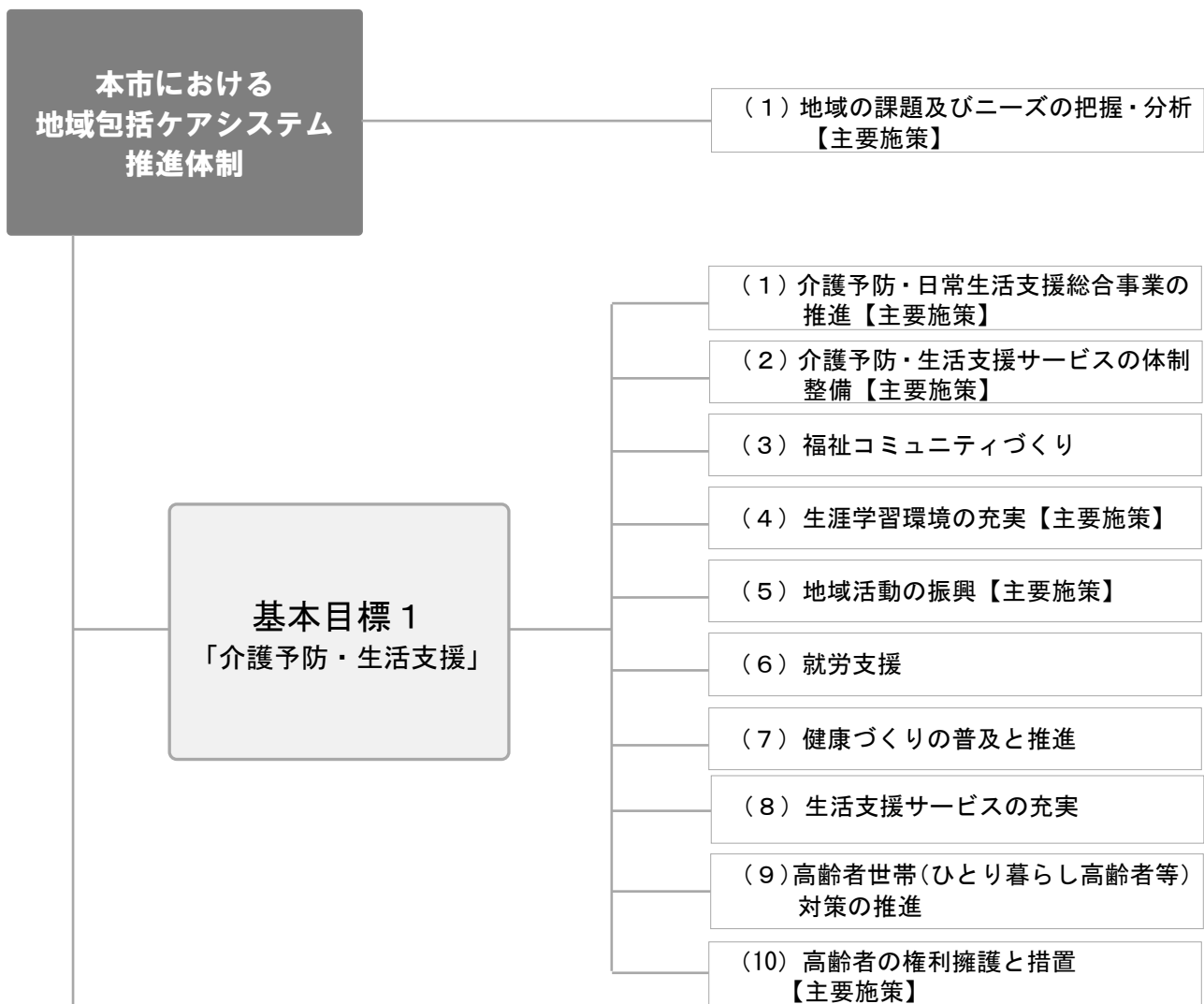
1 施策の体系

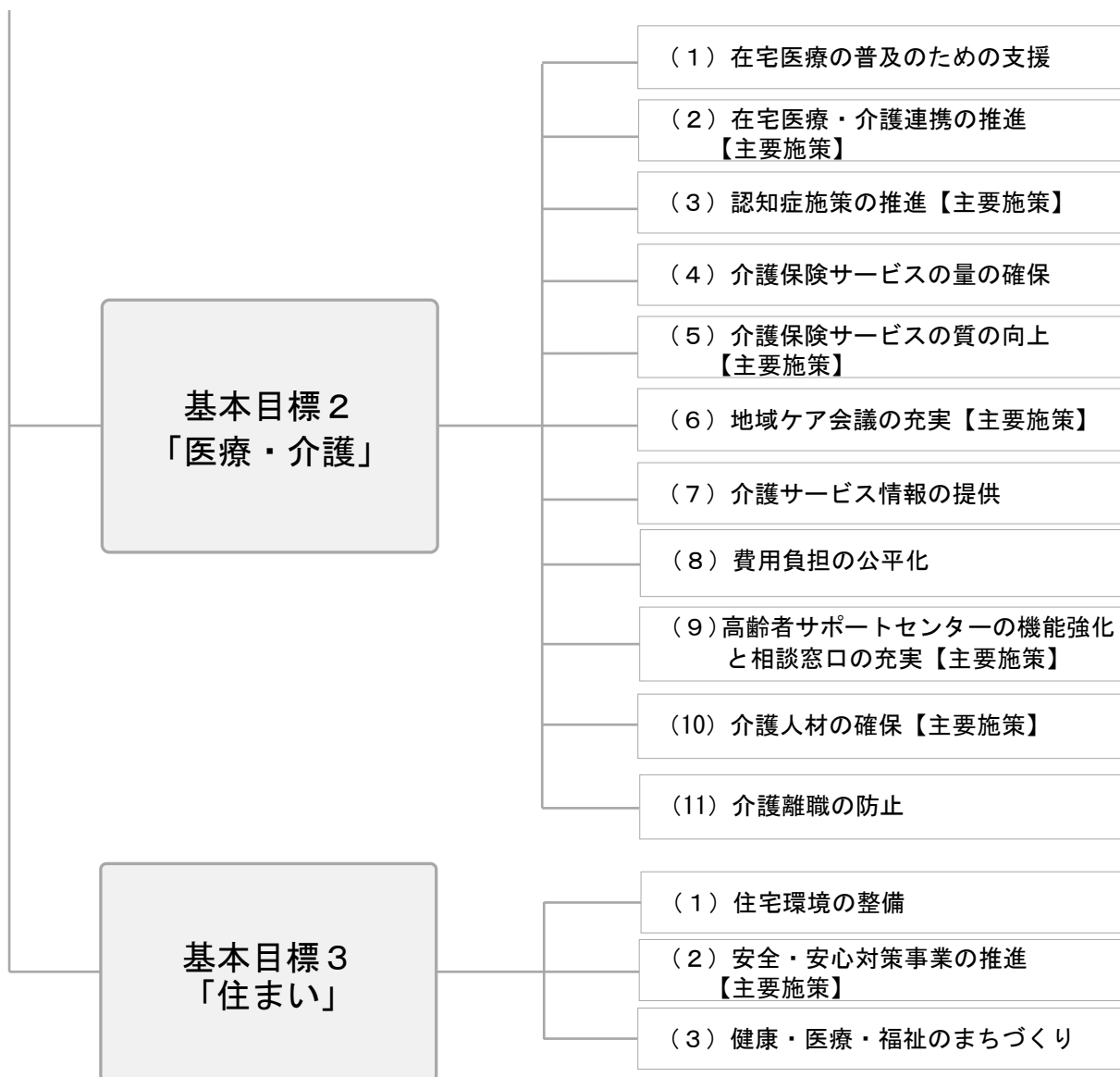
本計画では、第7期計画で新たに設定した基本理念の下、第6期計画から継承する4つの基本目標のうち、「予防」と「生活支援」を集約し、3つの基本目標を定めています。各基本目標で分類した施策と施策を具現化するための事業を体系化しています。

また、各基本目標において特に重要性が高い施策を「主要施策」と位置付け、さらに、主要施策のうち重点的に取り組んでいく事業を「重点事業」としています。

【推進体制と基本目標】

【施策】





本市における地域包括ケアシステム推進体制

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、関係各部との協力体制により様々な施策を展開していくことが不可欠となります。

そのため、介護予防・生活支援、医療・介護、住まいに関する各専門部会を設けるとともに、各専門部会等の活動を全体的に統一し、本市における考え方や方向性を検討する代表者会議としての地域包括ケアシステム推進委員会を設置し、庁内の連携・情報共有を図っていきます。（体制図は、P.28参照）

（１）地域の課題及びニーズの把握・分析【主要施策】

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

そのためには、地域課題を分析し、課題とニーズを把握することが重要となります。

地域課題及びニーズは、関係機関が地域において活動していく中で、把握していることがあることから、関係機関と連携し、情報共有を図っていきます。

また、本市においては、地区推進会議や地域ケア会議などの会議体を活用して地域課題及びニーズの把握をしていきます。

地域包括ケアシステム推進委員会の運営

**重点
事業** **進行
管理**

地域包括ケアシステム推進委員会は、ワーキンググループ全体会議から提案のあった施策の検討、庁内関係部署との連携、情報共有等を行います。

ワーキンググループ全体会議は、専門的な事項を検討する各部会を統括し、地域課題等の情報を収集・分析し、施策を検討します。また、重点的に推進すべき施策を整理し、地域包括ケアシステム推進委員会に報告します。

（福祉政策課）

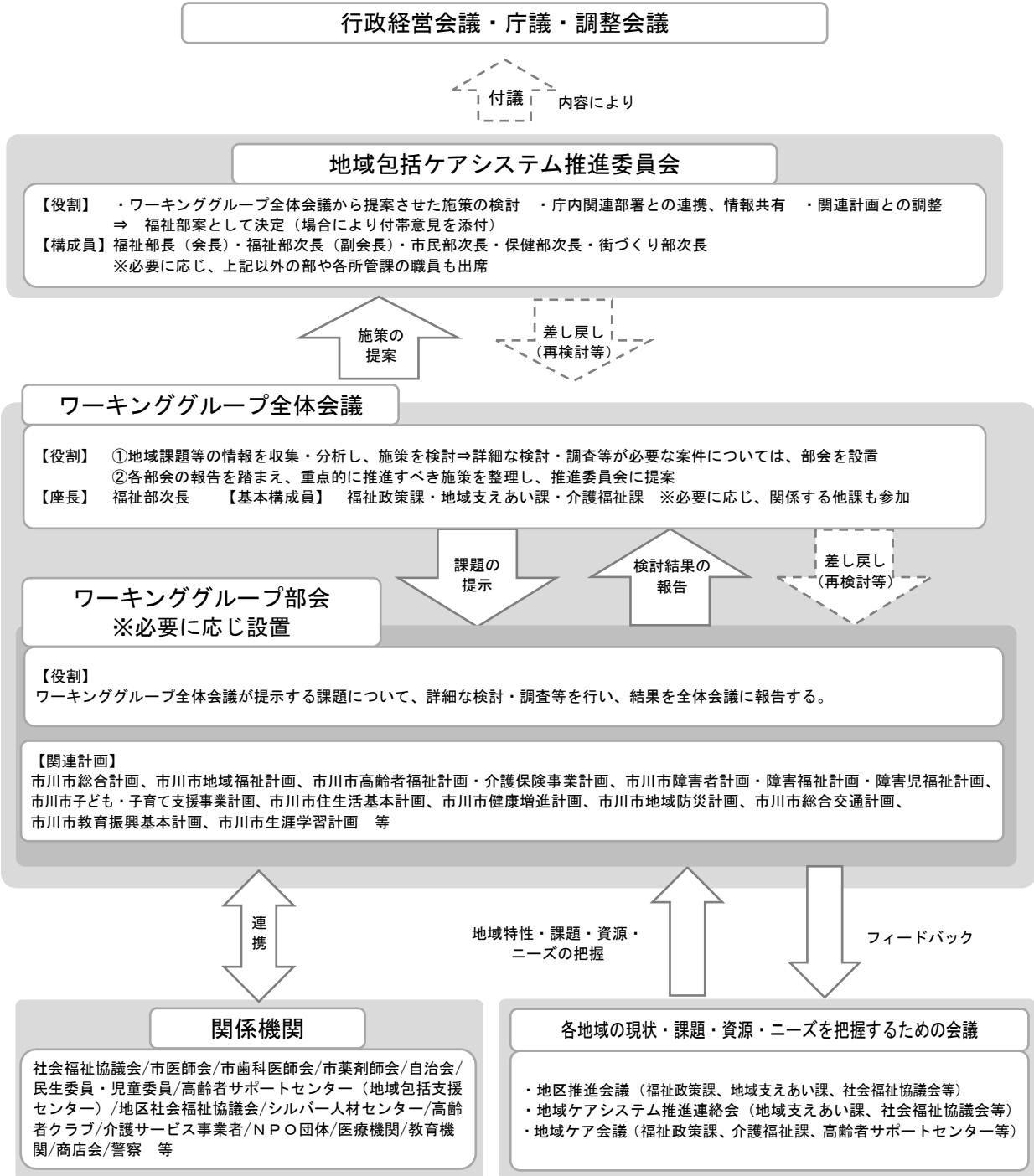
地区推進会議の運営

**重点
事業** **進行
管理**

地域、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）、社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえながら、「振り返りシート」をもとに、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行います。なお、地区推進会議において課題解決に向けて出された意見・提案などは、地域包括ケアシステム推進委員会につなげます。

（福祉政策課・地域支えあい課）

市川市地域包括ケアシステム推進委員会 体制図



基本目標 1

「介護予防・生活支援」

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいつくりと社会参加の場を確保し、また、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。このため、介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

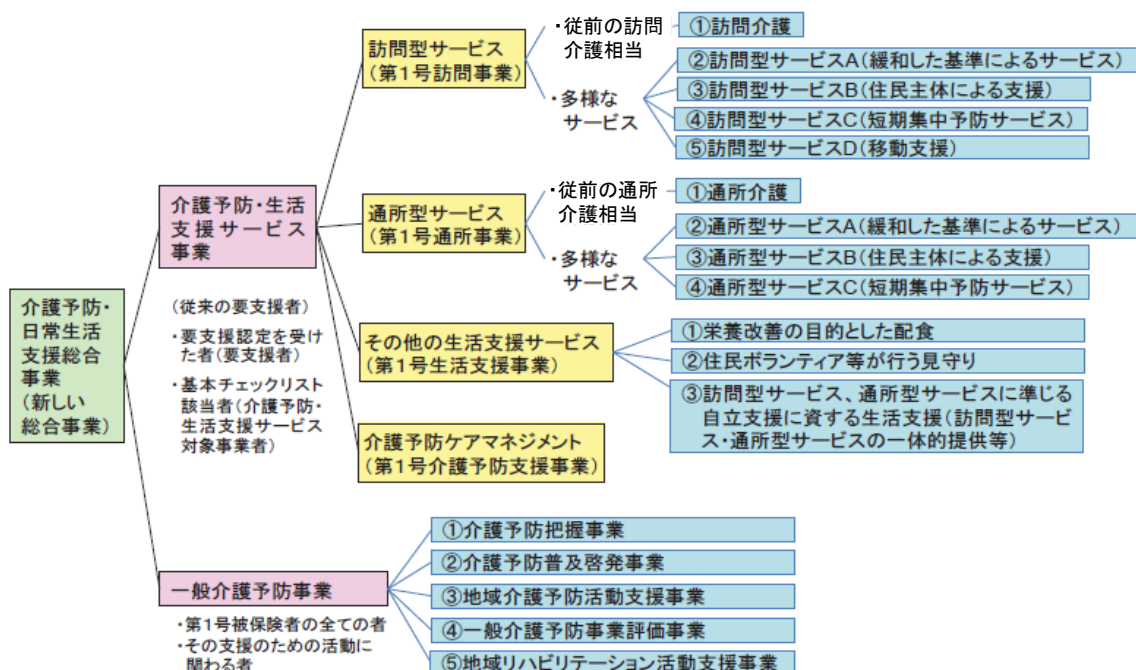
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【主要施策】

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

この事業を通して、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図っていきます。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成例

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討。)



出典：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」

高齢者の方が地域の中で安心して生活できるよう、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等のサービス提供体制を構築します。また、要支援者等に対し、その状態やおかれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。住民主体の支援と合わせ新しい介護予防の考え方にに基づき、介護予防・生活支援サービス事業を実施します。

(1) 介護予防訪問介護相当の訪問型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の、訪問型サービスの種類のひとつである、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(2) 介護予防通所介護相当の通所型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の、通所型サービスの種類のひとつである、従来の介護予防通所介護に相当するサービスとして、通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生活向上のための支援を行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(3) 基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）

介護予防・日常生活支援総合事業の、通所型サービスの種類のひとつである、通所型サービスAとして、通所介護施設（デイサービスセンター）で、レクリエーションや簡単な体操などを行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(4) 介護予防ケアマネジメント

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の職員等が、生きがいや楽しみなどを伺い、ご本人と共に達成できる目標やサービス内容等を決めてプランを作成します。目標達成後は、より自立に向けた次のステップへ進んでいきます。

(介護福祉課)

住民による主体的で継続的な通いの場づくりの支援を通じ、地域づくりの支援や自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業を展開します。

進行
管理

(1) 介護予防普及啓発事業

市内在住の自立した65歳以上の人を対象に、介護予防等を目的とした高齢者のための体操教室を開催し、介護予防の重要性の普及啓発に努めます。

また、本事業を通じて、地域介護予防活動支援事業の周知や活動の推奨をしていきます。

さらに、認知症予防に関する取組を行います。

(地域支えあい課)

進行
管理

(2) 地域介護予防活動支援事業

住民が、自治会館等の身近な地域の会場に自主的に集まり、主体的に介護予防のひとつである体操(「市川みんな体操」)を実施・継続できるよう支援をしていきます。

(地域支えあい課)

(3) 介護予防把握事業

高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)等の関係機関との連携により、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげていきます。

(地域支えあい課・介護福祉課)

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善をしていきます。

(福祉政策課・地域支えあい課・介護福祉課)

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における住民運営の活動の場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防に関する助言を行うなど、住民の活動への動機付けと継続参加を支援します。

また、介護サービス事業所にリハビリテーション専門職を派遣し、介護職員等への助言などを実施することで、介護サービスの提供における自立支援に資する取組を進めていきます。

(地域支えあい課)

(2) 介護予防・生活支援サービスの体制整備【主要施策】

単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要です。そのため、ボランティア団体、NPO 法人、民間企業、協同組合、高齢者等の地域住民等による多様なサービス提供体制を構築することが重要です。また、高齢者がその担い手となることで高齢者自身の介護予防の効果も期待されます。

今後、高齢者の生活を支援するために介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。

生活支援体制整備事業	重点事業
<p>(1) 協議体の設置及び運営</p> <p>様々な担い手によるサービス提供体制を構築していくために、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携して協議体を設置していきます。協議体には地域住民や関係団体等に参加してもらい、地域の中での課題や不足資源を検討し、課題解決にむけて情報提供、情報共有を行います。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課・地域支えあい課）</p> <p>(2) コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置</p> <p>介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するために、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握を行うなど、提供体制の整備の推進に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課・地域支えあい課）</p>	進行管理
<p>(3) 地域活動の担い手養成研修</p> <p>コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。</p> <p style="text-align: right;">（地域支えあい課）</p>	進行管理

(3) 福祉コミュニティづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人々が支え合っていくことが大切です。福祉コミュニティの充実を図るため、地域ケアシステムを推進するとともに、地域住民が中心となって、課題の共有解決に向けて取り組む地域コミュニティづくりを進めます。

サロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手としても活動していくことを促進します。

事業名	取組内容	担当課
地域ケアシステム推進事業	地域ケアシステムは、地域で誰もが安心して自立した生活を送れるよう、相談体制の充実、引きこもりがちな高齢者などが気軽に通えるサロン活動や見守り支援などを通し、地域課題の把握に努めています。また、地域ケアシステム推進連絡会や相談員会議を定期的を開催することで、地域課題の共有や解決に向け地域住民が主体となり、行政や市川市社会福祉協議会と協働し取り組んでいます。	地域支えあい課
地域ケアシステム推進連絡会	地域ケアシステム推進連絡会は、地域ケアシステムの推進を図るため、地域の問題を地域で解決していくための検討の場として、さらには福祉コミュニティの充実を進める小域福祉圏の核としての役割を果たします。 また、地域ケア会議で把握した、地域課題の検討を行います。	福祉政策課 地域支えあい課
相談体制の充実	地域ケアシステムでは、地域住民による身近な相談窓口として、市内14地区に拠点を設置し、気軽に相談できる雰囲気をつくり、関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応ができるよう体制の充実に努めます。	地域支えあい課
地域資源のネットワーク	地域ケアシステムでは、地域で活動する団体等が自由に出入りできるプラットフォームとしての機能を活かし、地域住民を巻き込みながら、地域の福祉活動に係る人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努め、介護予防・生活支援サービスの体制整備につなげていきます。	地域支えあい課

(4) 生涯学習環境の充実【主要施策】

高齢者が心身ともに健康で、充実した生活を送ることができるよう、誰もが参加しやすい各種文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、生涯学習として取り組む講座、イベントの開催、シニアカレッジの活性化など、高齢者の活動の場の充実を図り、生きがいつくりを推進します。

生きがい事業	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">重点 事業</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px;">進行 管理</div>
<p>高齢者一人一人が生きがいのある生活を送れるよう人と交流する機会を増やし、社会参加の推進や健康づくりの場を提供します。</p> <p style="text-align: right;">(地域支えあい課)</p>	

事業名	取組内容	担当課
シニアカレッジ 教養講座	いきいきセンター(老人福祉センター及び老人いこいの家)において、市内在住の60歳以上で初心者の人を対象として、太極拳・絵手紙・習字・ダンスなど多彩な講座を開催し、生きがいつくりを支援します。	地域支えあい課
公民館主催講座 活動事業等	公民館では、子どもから高齢者まで参加できる各種主催講座を実施し、知識の向上や参加者同士の交流を図り、生きがいつくりを支援します。また、市民アカデミー講座では、高齢者をはじめとする多くの市民が参加できる講座の充実に努めます。	社会教育課

(5) 地域活動の振興【主要施策】

高齢者が身近な地域の中で、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、高齢者クラブの活性化など、趣味や生きがいづくりを通して、積極的に社会参加ができるよう、各種社会活動を支援します。

いきいきセンター（老人福祉センター及び老人いこいの家）の活用	重点 事業	進行 管理
<p>高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場であるいきいきセンター（老人福祉センター及び老人いこいの家）などの公共施設を活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。</p> <p>老人福祉センターは1施設、老人いこいの家は12施設を運営しています。</p> <p style="text-align: right;">（地域支えあい課）</p>		

事業名	取組内容	担当課
高齢者クラブの活性化	<p>高齢者クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な組織で、会員相互の親睦と健康づくりにつとめながら、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動に積極的に取り組んでいます。高齢者クラブが、魅力ある組織として、より活性化するために、活動を支援します。</p>	地域支えあい課
コミュニティクラブ事業	<p>市内を16中学校・義務教育学区のブロックに分け、地域の子どもたちのために「遊び」をキーワードとした様々な活動を展開し、ボランティアが組織する実行委員会への参加による高齢者の社会参加を促進します。</p>	学校地域連携推進課
ボランティア活動等支援事業	<p>補助金の交付、ボランティア・NPO活動センターの運営による活動場所や情報の提供、サポート用品の貸し出し、情報誌の発行、研修会や講座を開催する等、ボランティア活動団体を支援することで、活動の活性化や推進を図ります。</p>	ボランティア・NPO課

(6) 就労支援

充実した社会参画を果たすために、高齢者が知識や経験を活かした業務に就き、地域社会へ貢献していけるよう、高齢者の雇用・就労機会の確保を図ります。

事業名	取組内容	担当課
シルバー人材センター事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」の支援をします。	地域支えあい課
事業者への情報発信と就労支援	高齢者が対象になる国の助成金制度及び市の奨励金交付制度について、市公式 Web サイトでの紹介、事業主へのリーフレットの送付などにより、情報発信をします。 また、千葉県や近隣市との共催による中高年を対象とした再就職支援セミナー及び「高齢者見守りネットワーク活動等に関する協定書」に基づく、協定締結事業所との共催による仕事説明会を開催して、高齢者の社会参加を促し、就労を支援します。	商工振興課

(7) 健康づくりの普及と推進

高齢化がますます進展する中、健康寿命を延ばすことが重要であることから、健康教育、イベント、広報などを通じ、健康づくりの重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、さまざまなライフスタイルに合わせた健康づくりに関わる各種取組を推進します。

事業名	取組内容	担当課
健康づくりの重要性の周知・啓発	高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、介護保険の理念等の周知、介護予防や重度化防止に関する普及啓発を行い、健康づくりに関する市民の意識向上を図ります。	福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課
推進員活動事業	市民の健康水準の向上を図るため、市民と行政とのパイプ役である保健推進員、食生活改善推進員が保健師・管理栄養士と協力して、家庭訪問や講習会などの健康づくり活動を推進します。	保健センター 健康支援課
健康都市推進事業	「健康都市いちかわ」の実現のため、市民・関係団体・事業者等と行政が協働し、市民の健康に関する意識の向上を目的とした地域に根ざした活動や健康都市推進のための人材育成等を行います。	保健医療課
いちかわ健康マイレージ事業	携帯電話やスマートフォンなどから、毎日の健康記録を継続して行うことで、楽しみながら健康への意識を高め、市民の健康づくりを支援します。	保健医療課
市民スポーツ振興事業	市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように、「市民元旦マラソン」「下総・江戸川ツーデーマーチ」「みんなでスポーツ」などのスポーツイベントや関係団体との協働により「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」を開催します。	スポーツ課
健康相談	高血圧・糖尿病・脂質異常症等病態別に個人の食生活や生活習慣などを考慮し相談を行うとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行います。また、利用しやすい環境を整えます。	保健センター 健康支援課
健康教育事業	健康に関する教室や講座を実施することにより、正しい知識の普及を図り生活習慣病等を予防します。また、市民が自らの健康に役立てることにより、健康の保持増進が図れるような健康教育を推進します。	保健センター 健康支援課
訪問指導事業	心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な人に対し、保健師等が訪問し、本人及び家族等に必要な指導を行い、健康の保持・増進を図ります。	保健センター 健康支援課

事業名	取組内容	担当課
健康診査事業	<p>生活習慣病の早期発見、早期治療に資するとともに、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防するために、健康診査を実施します。</p> <p>① 40歳以上の市川市国民健康保険加入者 ② 千葉県の後期高齢者医療被保険者 ③ 40歳以上の生活保護を受給中の方 ※施設入所者、長期入院者は対象外です。</p>	保健センター 疾病予防課
各種がん検診・ 肝炎検診	<p>生活習慣病対策の一環として、がんの予防に対する市民の関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、各種検診を実施します。</p> <p><検診の種類></p> <p>① 肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診（40歳以上の市民） ② 胃がんリスク検査（40歳～75歳の5歳きざみの年齢で、市の胃がんリスク検査を一度も受けたことがない方） ③ 子宮がん検診（20歳代偶数年及び30歳以上の女性市民） ④ 乳がん検診（30歳以上の女性市民） ⑤ 前立線がん検診（50歳以上の男性市民） ⑥ 肝炎検診（40歳以上で市の肝炎検診を一度も受けたことがない方）</p>	保健センター 疾病予防課
成人歯科健康診査事業・口腔がん検診事業	<p>むし歯や歯周病、口腔がん等早期発見、早期治療を図るため歯科（健）検診を実施し、口腔の健康を推進します。</p>	保健センター 健康支援課
インフルエンザ 予防接種	<p>本市に住民登録をしている満65歳以上の人に対して、公費（一部自己負担）で高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。</p>	保健センター 疾病予防課
成人用（高齢者） 肺炎球菌予防接種	<p>平成30年度は、本市に住民登録をしている前年度の末日に64歳以上で、過去に一度も接種した事が無い人に対し、公費（一部自己負担）で成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種を実施します。</p> <p>平成31年度以降も予防接種事業を継続して実施しますが、国の方針により、対象年齢等を変更する場合があります。</p>	保健センター 疾病予防課
高齢者健康入浴券 交付事業	<p>自宅に入浴設備のないひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で市民税非課税世帯の人に、公衆浴場の入浴券を交付します。</p>	介護福祉課
はり・きゅう・ マッサージ助成事業	<p>市民税個人非課税者で、65歳以上又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を交付します。</p>	介護福祉課

(8) 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りをかねたサービスを充実します。

また、自治会等の住民組織を始め、介護事業者を含めたNPOや民間企業、住民ボランティア等との連携を図ることにより、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

事業名	取組内容	担当課
食の自立支援 (配食サービス)	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等で、栄養改善が必要な人及び食事の支度が困難な人に対して、訪問調査を行い、必要に応じて利用者の安否を確認しながら配食サービスの提供を行います。一食あたりの自己負担があります。	介護福祉課
あんしん電話の 設置・利用	65歳以上の人、及び身体障害者手帳(1、2級)所持者のみで構成される世帯の人が、急に身体の具合が悪くなるなど緊急を要するときに、非常ボタンを押すだけで、「あんしん電話受信センター」に連絡できる緊急通報装置(あんしん電話)を設置する費用を助成します。	介護福祉課
シルバーカー 購入費助成	65歳以上の市民税非課税で、歩行に不安のある在宅の高齢者に対し、シルバーカーを購入する費用の一部を助成します。	介護福祉課
交通安全つえの 給付	65歳以上の市民税非課税で、歩行が困難な高齢者に対し、交通安全のためのつえを給付します。	介護福祉課
訪問理髪サービス	要介護4以上の人で、在宅の高齢者等に対し、一部自己負担による訪問理髪サービスを行います。	介護福祉課
福祉有償運送の 充実	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、福祉有償運送の充実に努めます。 福祉有償運送の実施が可能な団体に対し、福祉有償運送に関する内容の周知を行います。 また、福祉有償運送の実施を促すために、福祉有償運送運転者講習受講料に係る費用の一部を補助します。	福祉政策課
福祉タクシー	重度障害者で世帯の市民税所得割額が16万円未満(18歳未満は28万円未満)の人に対し、タクシー運賃の一部を助成します。	障害者支援課
紙おむつの配布	市民税非課税で、要介護3以上の認定を受け、在宅で紙おむつを使用している人に紙おむつを支給します。	介護福祉課
家族介護慰労金	市民税非課税世帯で、要介護4以上の人を、在宅で介護保険サービスを利用せずに介護をしている等、一定の要件を満たす家族に対し、慰労金の支給をします。	介護福祉課

(9) 高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者等）対策の推進

年々増加するひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立せず、自立して安心した生活を継続できるよう、地域での見守りなどの仕組みづくりや対策を促進し、健康管理や閉じこもりの防止、孤立死の防止などに努めます。

事業名	取組内容	担当課
ひとり暮らし高齢者への訪問	市内に一人で暮らし、生活に不安を抱えている65歳以上の高齢者を対象に、民生委員・児童委員が訪問し、地域や市の情報を提供したり相談を受けることで、高齢者の人が安心して生活できるような見守りを行っていきます。	地域支えあい課
市川市見守り活動に関する協定	高齢者の孤立を防ぐため、平成25年11月より、市内の家庭を訪問する新聞販売所や宅配業者等と地域見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合に通報する等、本市と連携を図りながら高齢者の安否等を見守りや適切な対応を行っていきます。	介護福祉課
日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障害者、こどもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。	介護福祉課 障害者支援課

(10) 高齢者の権利擁護と措置【主要施策】

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者など生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

また、自治会等の地域の関係者との協力・連携、保健・医療・福祉関係機関との連携体制の構築を図り、高齢者虐待の早期発見を図るとともに警察など関係機関と連携して対応を行います。

高齢者の権利擁護と措置	重点事業
<p>(1) 成年後見制度利用支援事業</p> <p>認知症などにより判断能力の不十分な高齢者が増加し、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれます。制度が必要な高齢者の利用につながるよう成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。また、一定の要件のもとで申立て費用や後見人への報酬の助成を行います。</p> <p>さらに、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行います。</p> <p>成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進します。</p> <p style="text-align: right;">（介護福祉課）</p>	進行管理
<p>(2) 高齢者虐待への対応</p> <p>高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）職員、介護サービス事業所の職員を対象とした高齢者虐待防止研修会を開催しています。</p> <p>通報を受けた際は事実確認を行い、高齢者と養護者等の双方の相談及び支援を行います。また、必要に応じ、高齢者の一時保護などの措置を行います。</p> <p>なお、本市では、高齢者虐待、DV、児童虐待、障害者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報共有を図るとともに連携を強化しています。【体系図は、P.43参照】</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課・介護福祉課）</p>	進行管理

(3) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行い、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を中心に消費生活センター、民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に必要な情報提供・情報交換を行い、消費者被害防止に取り組みます。また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

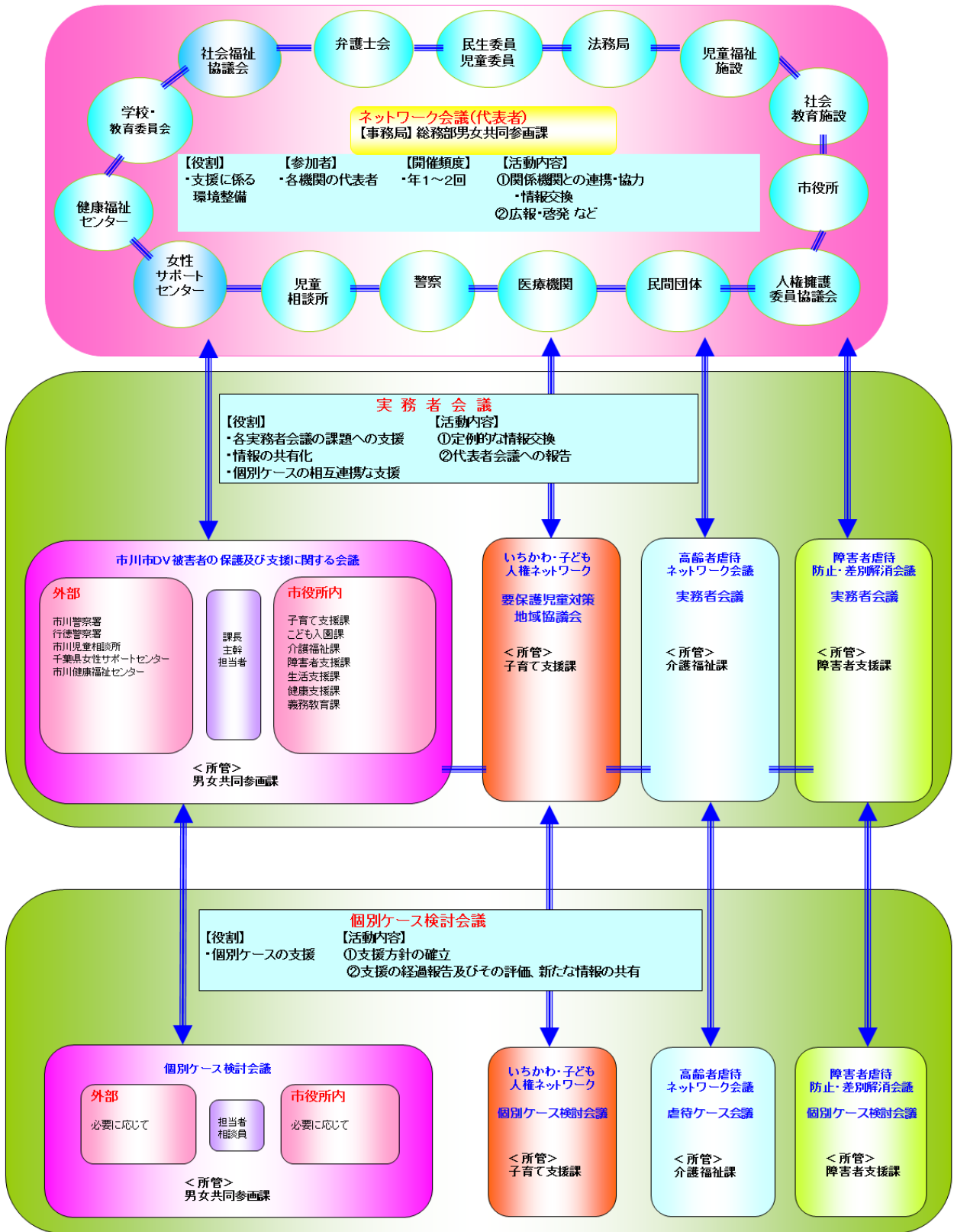
（介護福祉課）

(4) 養護老人ホームへの適切な入所措置

老人福祉法第11条の規定により、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に行うように努めます。（市内の養護老人ホーム1施設（定員50名））。

（介護福祉課）

市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



出所：市川市男女共同参画基本計画 第3次 DV 防止実施計画（平成29年度～平成31年度）

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

また、中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症である者の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえて、在宅生活を支えるサービスの普及促進を図ります。

さらに、認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護の連携による早期診断・早期対応の実現を図るなど、総合的な認知症施策を推進します。

(1) 在宅医療の普及のための支援

高齢者の増加に伴い、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指す医療体制の整備が重要となっています。

かかりつけ医の重要性等の啓発を始め、住み慣れた地域で安心して在宅での療養生活を過ごせるよう在宅医療に関する相談に応じるなど地域医療体制を整備し、在宅医療の普及のための支援をしていきます。

事業名	取組内容	担当課
かかりつけ医の重要性の啓発	高齢者がかかりやすい病気や生活習慣病を予防するには、体質、病歴や健康状態を把握し、病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ち、日頃から相談することが重要です。 このため、かかりつけ医を持つことの重要性について、普及啓発していきます。	地域支えあい課 保健医療課
在宅医療支援事業	高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。	保健センター 健康支援課
在宅療養者等口腔保健推進事業	在宅療養者等介護を必要とする市民に対する、歯や口腔及び受療に関する相談や口腔衛生の普及啓発等を市川市歯科医師会に委託し、快適な生活を送れるようにします。	保健センター 健康支援課

(2) 在宅医療・介護連携の推進【主要施策】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めていきます。また、在宅での療養が必要になったときに、本人の意思が尊重されるよう支援していきます。

在宅医療・介護連携推進事業

重点
事業

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、地域の医療・介護関係者と共有し活用します。

(地域支えあい課)

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。

(地域支えあい課)

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取組を行います。

(地域支えあい課)

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

インターネット回線を利用したネットワークシステム（多職種連携地域包括ケアシステム）の普及を進め、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

(地域支えあい課)

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、高齢者サポートセンターと連携し、退院の際、地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整等を行います。

(地域支えあい課)

進行
管理

進行
管理

進行
管理

(6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。

(地域支えあい課)

進行
管理

(7) 地域住民への普及啓発

在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。また、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解を進めていきます。

(地域支えあい課)

コラム 「訪問診療」とは

- 通院が困難な状態となった方に対して、医師が、あらかじめ診療の計画を立て、定期的に自宅などを訪問し、日常的な医療や検査、健康管理を行います。
- 年齢や病気の内容にかかわらず、自宅での療養を希望される方が受けることができます。
例えば・・・
 - 「寝たきりになり、通院が困難になってしまった」
 - 「病院や施設よりも、住み慣れた自宅で療養したい」
 - 「病気の後遺症や難病などで、日常生活に支障がある」
 - 「自宅で緩和ケアを希望している」
- 訪問診療の内容
 - ① 診察・薬の処方・検査
 - ② 寝たきりの予防、肺炎や床ずれの予防、栄養状態の管理（点滴など）
 - ③ ご家族が抱く様々な不安への対応や、療養生活に関する助言
 - ④ 地域の病院や介護事業者と連携・協力しながら、安心して療養生活が送れるようサポートします
- 訪問診療を受けることを希望する方は、「かかりつけ医」にご相談ください。

＊コラム＊ 「『主治医』と『かかりつけ医』の違い」は

『主治医』とは、広辞苑によりますと、「主となってその患者の治療に当たる医師。かかりつけの医師」とされています。

『主治医』と『かかりつけ医』について、ご自身が通っている医師を『主治医』と捉えている方も多くいると思います。

これらの違いについては、明確に示されているものはなく、必ずしも1つの考え方ではありません。そのために、現状では、それぞれが異なった認識を持って言葉を使用していることがあります。

そこで、本市においては、これらの違いについて、以下のとおり整理し、本計画書における言葉の使い分けをしています。

●『主治医』

現在治療中の病気又は怪我に対して、責任を持って治療する担当の医師のことで、その時々のご本人のお身体からだの状態により、治療内容に合わせて変わっていきます。

●『かかりつけ医』

ご自身の意思で選んだ信頼できる身近な医師のことです。

健康面についてだけでなく、生活環境面などにおいても普段から気軽に相談でき、必要に応じて専門医や専門医療機関などを紹介してくれます。健康診断や予防接種等の機会を通じて、ご近所に探しておくことをおすすめします。

『かかりつけ医』を持つと・・・

症状の変化に応じて、大きな医療機関での精密検査や入院治療がスムーズに受けられることとなります。精密検査中や入院治療中は、大きな医療機関での担当医が『主治医』を引き受けますが、『かかりつけ医』は変わりませんので安心です。精密検査や入院加療等が終了すると、『かかりつけ医』が『主治医』となります。

(3) 認知症施策の推進【主要施策】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で質の高い生活を送り続けることができる地域づくりに取り組みます。

そのために、認知症の早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

認知症を医療・介護の連携で支えるための支援	重点事業
<p>(1) 認知症地域支援推進員の配置</p> <p>地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を担う、認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）に配置し、認知症に関する相談体制を整えるとともに認知症カフェの開催を支援します。また、認知症地域支援推進員は認知症初期集中支援チームと連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">（地域支えあい課）</p> <p>(2) 認知症初期集中支援チームの活動</p> <p>認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の支援により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。</p> <p>認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医の意見をふまえて、観察・評価を行います。本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。</p> <p style="text-align: right;">（地域支えあい課）</p>	進行管理

(1) 認知症を理解するための啓発活動

認知症に関する講演会や高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）で行う各教室や広報、市公式webサイト等により、認知症についての理解の促進・周知に努めます。

（地域支えあい課・介護福祉課）

(2) 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかをわかりやすくまとめた冊子を配布します。

（地域支えあい課）

(3) 認知症カフェの開催

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェの開催を支援します。

（地域支えあい課）

(4) 認知症サポーターの養成・認知症サポーターステップアップ講座の開催

認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する人です。地域住民をはじめ、高齢者と接する様々な職種の方々や学生等、幅広く養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。

また、認知症サポーター対象のステップアップ講座を開催し、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶとともに、地域での活動を紹介します。

（地域支えあい課）

(5) 認知症の人が安心して外出できるための支援

市、関係機関や地域の方が協力し、地域ぐるみで認知症高齢者を見守る取組を進めていきます。また、行方不明高齢者の早期発見・保護をするため、「市川市メール情報配信サービス」を使って、行方不明高齢者の情報を「防犯情報」に配信します。あわせて、「市川市メール情報配信サービス」への登録を推奨していきます。

（介護福祉課）

(4) 介護保険サービスの量の確保

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、継続して、必要な介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、さまざまな状況により在宅生活の継続が難しくなった場合においても、施設等への入所により安心して暮らすことができるよう、施設サービスの提供体制の整備に努めていきます。

事業名	取組内容	担当課
住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進	各種地域密着型サービスの提供体制の整備及びサービス内容の周知に努めていきます。	福祉政策課
特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの基盤整備	入所希望者のさらなる重度化、および単身・高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加等によるさまざまな生活状況が予測されることから、特別養護老人ホームの整備等、施設・居住系サービスの基盤整備に努めていきます。	福祉政策課

(5) 介護保険サービスの質の向上【主要施策】

介護保険制度への信頼を維持していくとともに、多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護給付適正化事業の実施や事業者への指導・監督等により、介護保険サービスの質の向上に努めます。

介護給付等費用適正化事業

重点
事業

国が定める「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき千葉県が策定している「介護給付適正化計画」に沿って介護給付費等に要する費用が適正なものとなるよう事業を実施します。

進行
管理

(1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック等）

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、認定調査票の手引き及び認定調査員テキストにより、要介護認定に係る全ての認定調査票の内容の点検をし、及び整合を行います。また、認定調査の質の向上のため、認定調査員を対象とした研修を行うほか、市川市介護認定審査会における審査判定の平準化を図るため、同審査会の正・副長を対象に、審査判定の手順及び基準に関する研修を行います。

（介護福祉課）

(2) ケアマネジメント等の適正化

進行
管理

<ケアプランの点検>

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め、又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、定期的に点検を実施します。また、継続的にケアプランの質の向上を図るために、点検数の増加を目指します。

進行
管理

<住宅改修の点検>

受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、改修工事を行おうとする受給者宅の写真や工事見積書等を点検するほか、現状がわかりにくいケース等については、施工時に訪問調査を行い、住宅改修の施工状況等を点検します。

（介護福祉課）

進行
管理

＜福祉用具購入、貸与の訪問調査＞

不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めるため、福祉用具貸与例外給付届出書を提出している受給者に対し、専門職とともに当該受給者宅を訪問し、福祉用具の必要性、利用状況等を点検します。

(介護福祉課)

(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

「介護給付適正化計画」に関する指針において、「縦覧点検」及び「医療情報との突合」は、費用対効果が期待でき、有効性があることが示されていることから、継続的に実施していきます。

進行
管理

＜縦覧点検＞

介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うため、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用し、居宅介護支援事業者とサービス事業者の請求を突合することにより、提供サービスの整合性、回数、日数等の点検を行います。

＜医療情報との突合＞

医療と介護の重複請求の排除等を図るため、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用し、国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合することにより、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

＜介護給付費通知＞

市から家族を含む受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、利用したサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた取組を継続していきます。

(介護福祉課)

介護相談員派遣事業

重点
事業

進行
管理

介護相談員は介護サービス事業所等を定期的に訪ね、利用者やその家族等から介護サービスに対する相談等を受け、改善に向けて対応します。また、苦情に至る事態を未然に防止することなど、事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。今後も派遣先を増やすとともに、介護相談員の養成・確保に努めます。

(介護福祉課)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を中心に個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、介護支援専門員（ケアマネジャー）の技術向上のため介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行います。また、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域の介護支援専門員の後方支援をするとともに、多職種の連携・協働による支援を行います。

（１）介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。

（介護福祉課）

（２）地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、高齢者サポートセンターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導などを行います。

（介護福祉課）

（３）介護支援専門員への支援

介護者の主な相談相手である担当の介護支援専門員が適切な支援ができるよう地域ケア個別会議、研修会を実施し介護支援専門員の質の向上を図ります。

（介護福祉課）

（４）地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。

（介護福祉課）

事業名	取組内容	担当課
介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取組	<p>地域密着型サービス事業者を中心に、制度改正等に関する説明を行う「集団指導」や、サービスの取扱い及び介護報酬請求等に関することについて事業者及び従事者に周知を行う「実地指導」を実施しています。介護サービスに関する苦情・通報等については、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対する指導を行います。</p> <p>また、介護サービス事業者が法令等を遵守し、不正行為を未然に防ぐための監督を行います。</p>	福祉政策課
市川市介護保険地域運営委員会の開催	<p>学識経験者・関係団体の推薦を受けた者、被保険者・サービス事業者等の推薦を受けた者で構成される市川市介護保険地域運営委員会を、定期的を開催します。高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と地域密着型サービスの適正な運営の確保に関することや、保険給付の適正化に関することについて審議し、良好な運営を図ります。</p>	福祉政策課

(6) 地域ケア会議の充実【主要施策】

民生委員・児童委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行います。

地域ケア会議の運営

重点
事業

進行
管理

地域包括ケアシステムの深化・推進のための有効なツールとして、地域ケア個別会議において把握した地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりの検討を行う「地域ケア推進会議」の設置を目指します。

「地域ケア個別会議」は、多職種の協働によるネットワークを構築し、個別ケース（困難事例等）の支援を通じて適切なサービスにつなげていない高齢者個人の生活課題に対して、地域で活動する介護支援専門員（ケアマネジャー）が自立支援に資するケアマネジメントを推進することができるよう支援します。

また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題の抽出等を行います。

これらの会議で抽出した地域課題を地域包括ケアシステム推進委員会につなげます。

（福祉政策課・介護福祉課）

(7) 介護サービス情報の提供

介護保険の利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護サービス情報の提供に努め、より効果的な情報提供の方法について、検討していきます。

事業名	取組内容	担当課
介護保険制度に関する情報の提供	市民が介護保険制度の理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、市公式webサイトに掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、配布しています。 また、65歳を迎えられた人には、介護保険被保険者証の送付時に介護保険制度についてのミニパンフレットを同封、また介護保険料額決定通知書の送付時に介護保険料についてのリーフレットの同封など、介護保険制度の周知を図っていきます。	介護福祉課
介護サービス事業者ガイドブックの作成と市民への配布	主に市内に住所のある介護サービス事業者を掲載しているガイドブックを、年に1回作成し、市役所各窓口や高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）にて市民へ配布していきます。	介護福祉課
介護サービス事業者に関する情報の提供	市内の介護保険の指定を受けた介護サービス事業所の一覧について、市公式webサイトに掲載し、毎月更新しています。	福祉政策課

(8) 費用負担の公平化

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、高齢者世代内で負担の公平化を図り、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。第7期計画においても、低所得者の保険料軽減を継続して行います。また、所得のある方の利用者負担が見直されます。

事業名	取組内容	担当課
低所得者の介護保険料を軽減	保険給付費や地域支援事業費の財源である50%の公費負担分とは別に、公費を投入して、第1段階に該当する方の保険料負担を軽減します。	介護福祉課
現役世代並みの所得のある利用者の自己負担の引上げ	世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービス利用時の自己負担が2割負担者のうち特に所得の高い方の負担割合が3割となります（平成30年8月から実施）。 ただし、月額44,400円の負担の上限があります。	介護福祉課

(9) 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実【主要施策】

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制を更に強化します。また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題の解決に取り組みます。（高齢者サポートセンターの機能（イメージ図）は、P.59参照）

高齢者サポートセンターが業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るために地域住民及び関係者へ積極的に周知を図ります。

高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実

重点
事業

進行
管理

地域ケアシステム（地域福祉計画の小域福祉圏域）のエリアを基本に15ヶ所に高齢者サポートセンターを設置しています。（高齢者サポートセンター担当圏域は、P.60参照）

高齢者サポートセンターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、地域の実情に応じた身近な総合相談窓口として、24時間連絡の取れる体制をとっています。

各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。

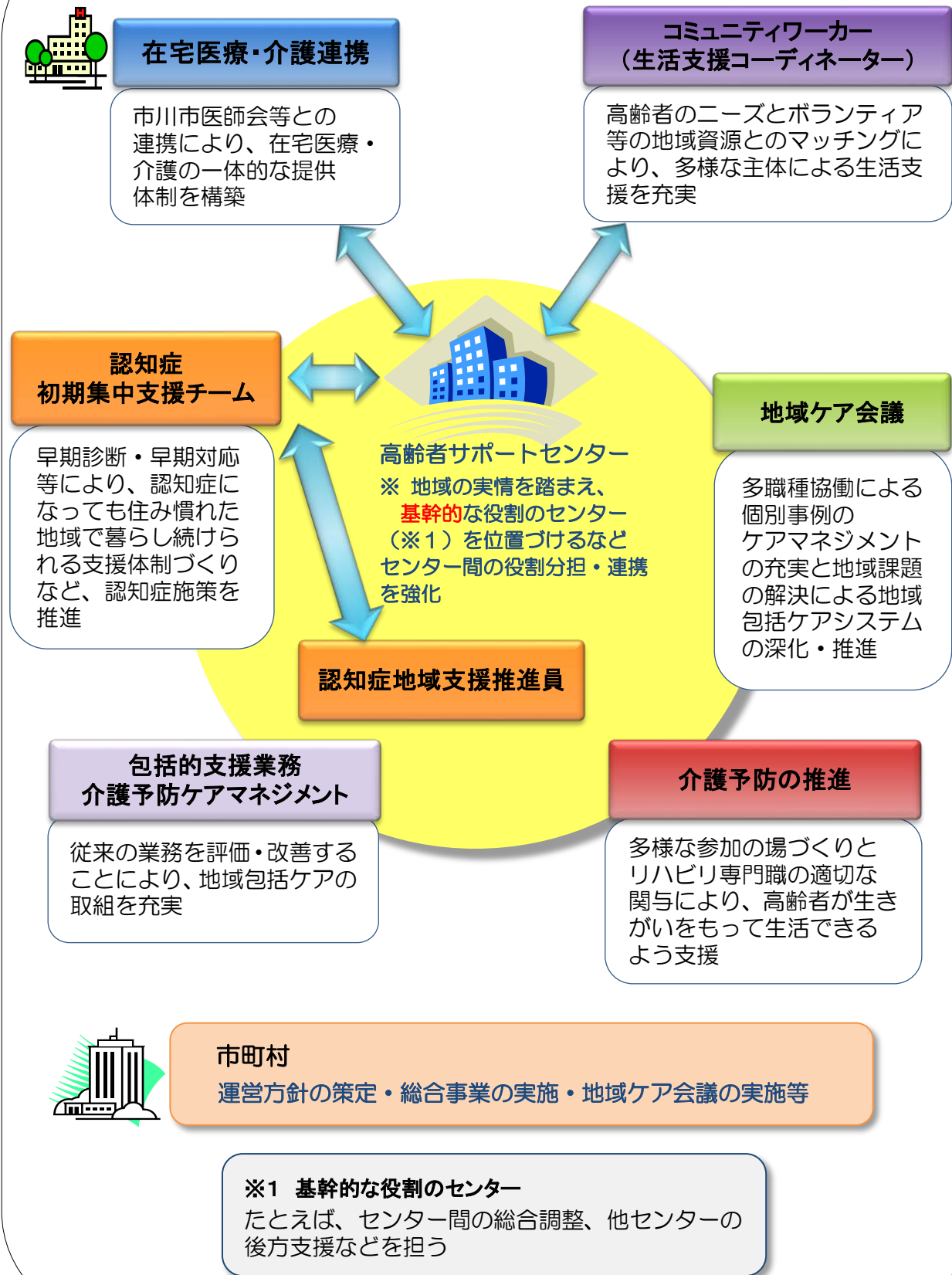
市は、虐待等の困難事例の対応や高齢者サポートセンター間の総合調整等の後方支援を行います。

また、高齢者サポートセンターの役割、目標、業務内容を明確にするための運営指針を定め、高齢者サポートセンターに対して、継続的に運営評価を実施し、検証した上で、市川市介護保険地域運営委員会に報告します。

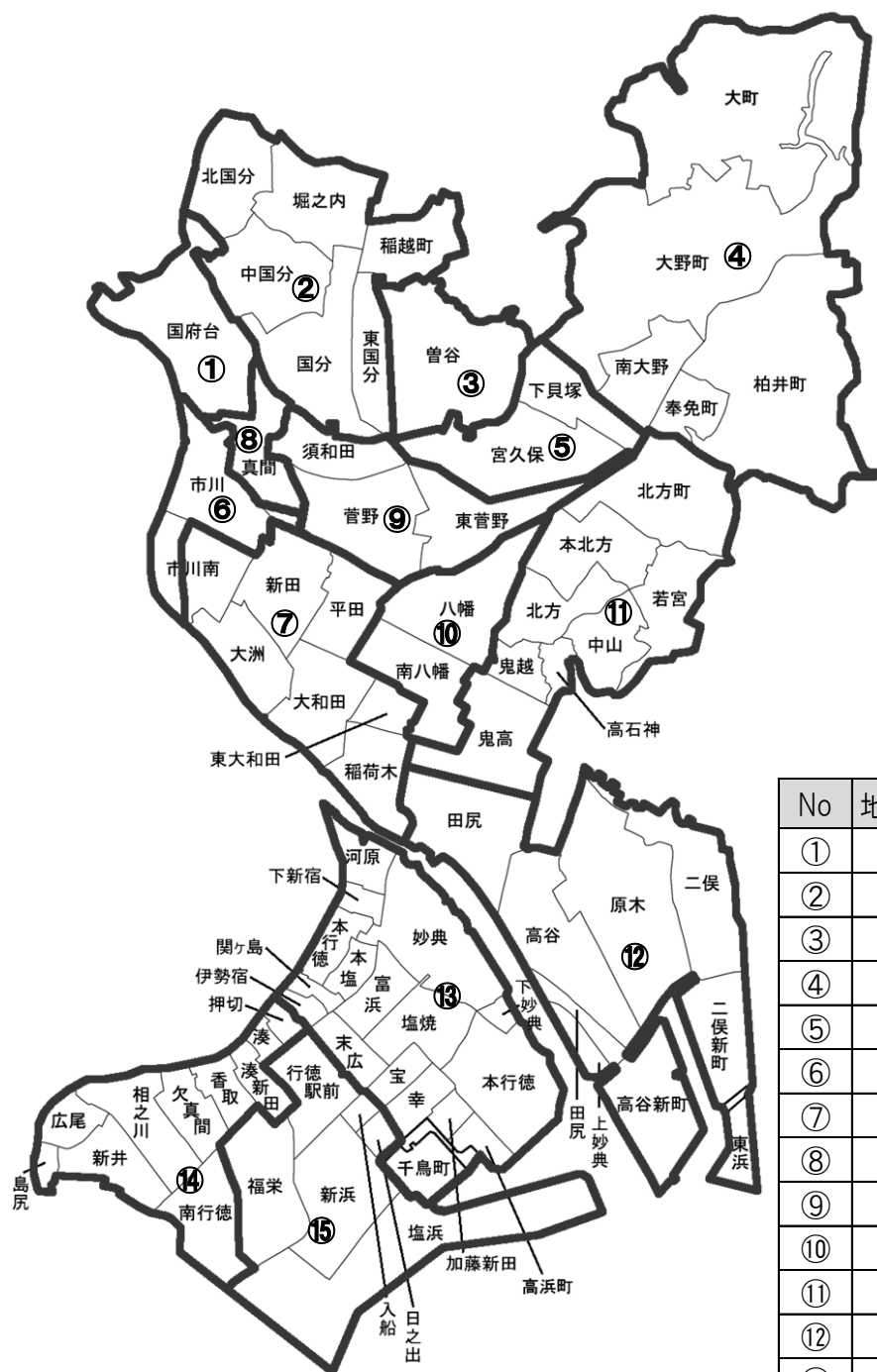
（介護福祉課）

事業名	取組内容	担当課
ネットワークの 充実	<p>市と高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）とのネットワークを充実し、困難なケースへの迅速な対応や関係機関との調整などを実施し、高齢者や介護家族の身近な相談場所として対応していきます。</p> <p>また、支援が必要な高齢者からの相談に対し、円滑かつ迅速な課題解決を図るため、関係機関、民生委員・児童委員や地域ケアシステムなどの地域の方々と連携し、問題解決に努めます。</p>	介護福祉課
介護者家族等の 支援	<p>介護をされているご家族は、日々、介護の疲れ、ストレスなどの負担を感じています。高齢者サポートセンターでは介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行います。</p> <p>また、高齢者サポートセンターでは、介護をしている家族等を対象に適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた教室を開催します。</p>	介護福祉課

高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)の機能(イメージ図)



高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）担当圏域



No	地域ケアシステムの地区
①	国府台
②	国分
③	曾谷
④	大柏
⑤	宮久保・下貝塚
⑥	市川第一
⑦	市川第二
⑧	真間
⑨	菅野・須和田
⑩	八幡
⑪	市川東部
⑫	信篤・二俣
⑬	行徳
⑭⑮	南行徳

<同町名が地区を跨ぐケース>
 1：真間1丁目→市川第一地区
 2：市川南3～4丁目→市川第一地区
 3：市川南1～2、5丁目→市川第二地区

(10) 介護人材の確保【主要施策】

介護を必要とする高齢者が増加していく中で、介護を担う人材の確保は重要な課題となっています。千葉県では、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取組のひとつとして、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施することを目的とした「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置しており、本市においてもこの協議会に参加し、課題等を検討しています。

また、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえ、介護人材の確保に努めます。

介護職員初任者研修費用助成事業	重点 事業	進行 管理
<p>本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、一定期間以上市内の介護施設等に勤務している方に対し、介護の基礎を学び、有資格者となるための介護職員初任者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p>		

介護福祉士実務者研修費用助成事業	重点 事業	進行 管理
<p>本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、一定期間以上市内の介護施設等に勤務している方に対し、介護職員初任者研修の上位資格である介護福祉士となるための介護福祉士実務者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課）</p>		

事業名	取組内容	担当課
介護事業者向けの研修に関する情報提供	千葉県が実施する介護従事者向けの研修については、介護事業者へ情報の提供を行い、研修への参加を促していきます。	福祉政策課

(11) 介護離職の防止

介護保険制度が創設された大きな目的の1つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族の過度な介護負担を軽減することです。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もありますが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく、利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担や孤立感を感じており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強くなっています。

一億総活躍社会の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実に努めることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされています。

事業名	取組内容	担当課
認知症を理解するための啓発活動	認知症に関する講演会や高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)で行う各教室や広報、市公式ウェブサイト等により、認知症についての理解の促進・周知に努めます。	地域支えあい課 介護福祉課
認知症カフェの開催	認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り、相談できるような認知症カフェの開催を支援します。	地域支えあい課
住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進	各種地域密着型サービスの提供体制の整備及びサービス内容の周知に努めていきます。	福祉政策課
介護者家族等の支援	介護をされているご家族は、日々、介護の疲れ、ストレスなどの負担を感じています。高齢者サポートセンターでは介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行います。 また、高齢者サポートセンターでは、介護をしている家族等を対象に適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた教室を開催します。	介護福祉課

※ 上記事業は、基本目標2「医療・介護」(3)「認知症施策の推進」、(4)「介護保険サービスの量の確保」及び(9)「高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実」から再掲

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

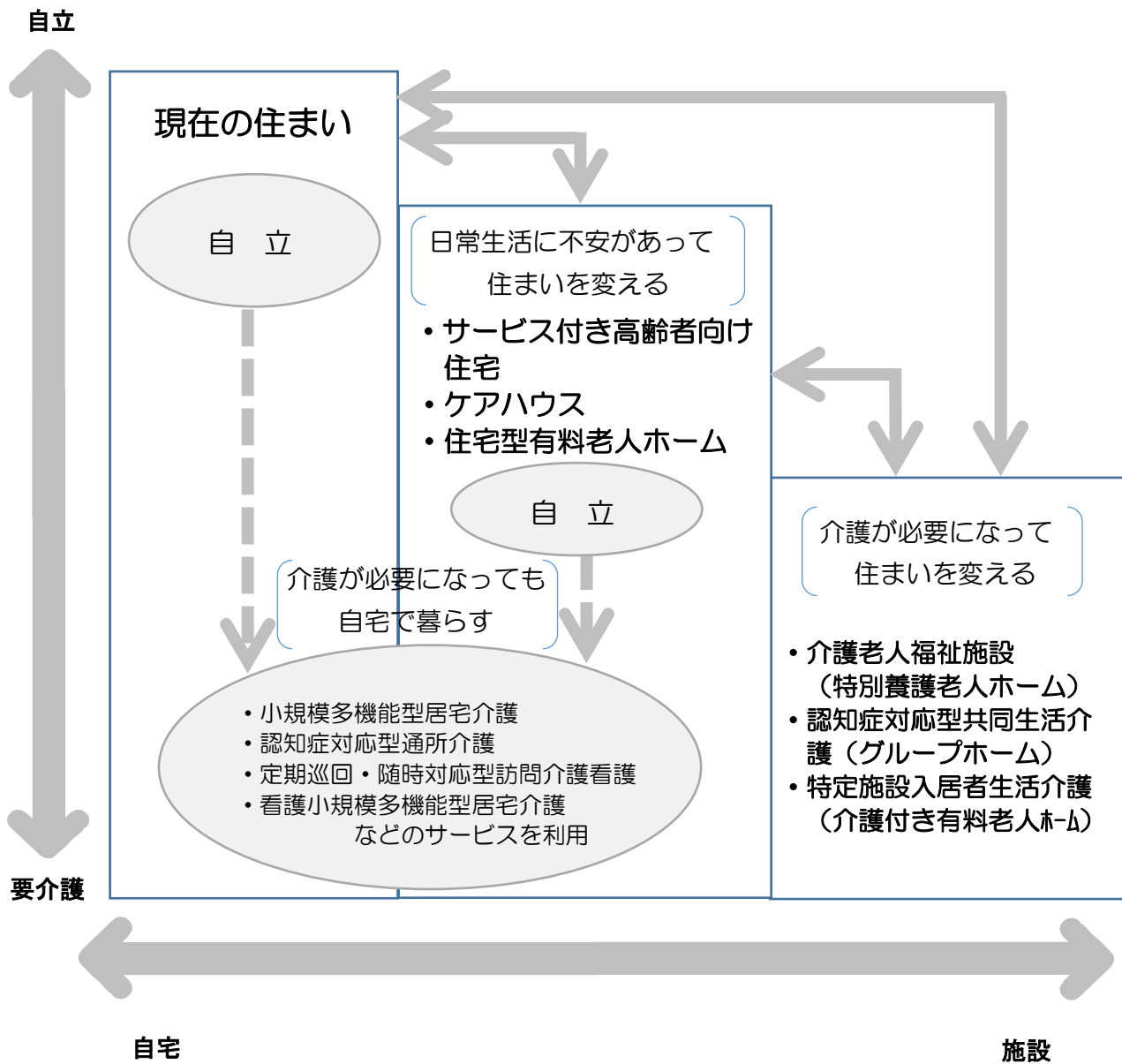
また、高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。(高齢者向けの住まい方の例は、P.64参照)

(1) 住宅環境の整備

高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅の適切な維持、管理に努めます。また、高齢者向けの住宅に関する情報提供等を行います。

事業名	取組内容	担当課
高齢者向け優良賃貸住宅補助事業	高齢者の居住に供する優良賃貸住宅への支援をします。	市営住宅課
高齢者福祉住宅維持管理事業	取壊し、立退き要求を受け、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に対して、高齢者に配慮した住宅を提供します。	市営住宅課
民間賃貸住宅家賃補助事業	市内に居住し、取壊し等による転居を求められた高齢者世帯、心身障害者世帯、ひとり親世帯が市内に転居した場合、住宅家賃の差額と転居費用を助成します。	市営住宅課
高齢者民間賃貸住宅あっせん制度	本市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で、住宅に困窮する65歳以上の高齢者の方々に對して民間賃貸住宅のあっせんを行います。	市営住宅課
住宅改修費の助成	一定の条件を満たした高齢者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。	介護福祉課
あんしん住宅推進事業	バリアフリー化、防災性の向上等、住宅の良質化に資する改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。	街づくり推進課
住宅リフォーム相談	相談窓口を開設し、住宅リフォームの専門的な知識と経験のある増改築相談員・マンションリフォームマネジャーで構成される「市川住宅リフォーム相談協議会」の会員の方々が、適切なアドバイスを行います。	街づくり推進課
特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保	自宅で住み続けることが困難となった高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、住まいに代わる施設を計画的に整備していくとともに、低所得の高齢者にも配慮した施設の整備の推進に努めます。なお、市内に養護老人ホーム1施設(定員50名)、軽費老人ホーム5施設(定員233名)が整備されています。	福祉政策課

～ 高齢者向けの住まい方の例 ～



(2) 安全・安心対策事業の推進【主要施策】

防災・防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者対策事業については、避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域団体、福祉関係者等が連携して制度を周知、普及し、地域が主体となった支援体制の整備を推進します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるよう交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

避難行動要支援者対策事業	重点 事業	進行 管理
<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正実施に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p> <p style="text-align: right;">（地域支えあい課・介護福祉課・障害者支援課）</p>		

事業名	取組内容	担当課
福祉避難所	災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。	福祉部
家具転倒防止器具等の取付費補助	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等のうち市民税非課税世帯を対象として、震災時に家具等の転倒を防止するための器具等の取付け費用の一部を補助します。	介護福祉課
住宅用火災警報器の設置	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯のうち市民税非課税世帯を対象として、安心して日常生活を過ごすことができるように、火災予防対策としての警報器を設置します。	介護福祉課
防犯対策事業	防犯講演会の開催や各自治会への自主防犯物品の供与等により、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、市・市民・各種団体との協働による犯罪に強い防犯まちづくりの実現を目指します。	市民安全課
青色防犯パトロール推進事業	青色防犯パトロールを実施し、犯罪発生の抑止と防犯意識の向上、体感治安の向上を図り、安全で安心して暮らせる防犯まちづくりの実現を目指します。	市民安全課
街頭防犯カメラ維持管理事業	市民の安全を確保するため、街頭に設置した防犯カメラの維持管理を行い、街頭犯罪の防止と市民の体感治安の改善を目指します。	市民安全課
防犯灯設置費等補助金	市民が安心して暮らせるまちづくりのため、自治会等が設置し、維持管理する防犯灯の整備促進を図ります。	地域振興課
交通安全啓発事業	高齢者クラブでの交通安全教室などを通じて、交通安全の啓発を図ります。	交通計画課

(3) 健康・医療・福祉のまちづくり

引き続き、公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めるとともに、歩行空間、公共交通ネットワークの充実を図ります。

事業名	取組内容	担当課
交通バリアフリーの推進	高齢者、障害者などの移動等の円滑化を促進するため、段差解消等のバリアフリー化が未整備である鉄道駅施設を対象として、鉄道事業者に補助金を交付し、整備を図ります。	交通計画課
人にやさしい道づくり重点地区整備事業	市川市交通バリアフリー基本構想に基づき、主要駅周辺の半径 500m 以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。	道路建設課

